

○文化審議会著作権分科会の議事の公開について

(平成二十四年三月二十九日文化審議会著作権分科会決定)
(令和元年七月五日文化審議会著作権分科会改訂)
(令和五年六月三十日文化審議会著作権分科会改訂)

文化審議会著作権分科会の議事(使用料部会及び小委員会の議事を含む。)の公開については、文化審議会著作権分科会運営規則(令和四年六月二十七日文化審議会著作権分科会決定)第4条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

(会議の公開)

1. 会議は、公開とする。ただし、次の(1)から(3)の案件を審議する場合を除く。
 - (1) 分科会長(使用料部会の場合においては部会長、小委員会の場合においては主査とする。以下同じ。)の選任その他人事に係る案件
 - (2) 使用料部会の調査審議事項に係る案件
 - (3) 上記のほか、分科会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日(以下「閉庁日」という。)の場合は、その直前の行政機関の休日でない日)とする。)までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

(会議の傍聴)

3. 会議の傍聴は、以下のとおりとする。
 - (1) 報道関係傍聴者
(社)日本新聞協会加盟社及びこれに準ずる報道機関から派遣された記者については、会議開催日の3日前(その期間中に閉庁日がある場合においては、その閉庁日を除く。)の日の17時までに文化庁著作権課(以下「事務局」という。)に登録する。ただし、原則として各所属社につき1名に限り、傍聴を認めるものとする。
 - (2) 委員関係者、各府省関係者
委員関係者、各府省関係者については、会議開催日の3日前(その期間中に閉庁日がある場合においては、その閉庁日を除く。)の日の17時までに事務局に申し込みを行うものとする。ただし、委員関係者及び各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。
 - (3) 一般傍聴者
上記(1)(2)以外の者については、会議開催日の3日前(その期間中に閉庁日がある場合においては、その閉庁日を除く。)の日の17時までに事務局に申し込みを行うものとする。ただ

し、事務局は申し込み者が多数の場合、傍聴を制限することができる。傍聴は、原則として申し込み順とする。

4. 本分科会（使用料部会及び小委員会を含む。）の議事については、分科会長の判断により、会議の傍聴を認めることに代えて、事前に登録した者に対するインターネットを通じた生配信によって公開することができるものとする。
5. 分科会長が許可した場合を除き、会議開始後の入室、撮影、録画、録音その他の議事進行の妨げとなる行為は禁止する。
6. 傍聴者が会議の進行を妨げていると分科会長が判断した場合には、退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録の公開）

7. 議事録は、原則として、発言者名を付して公開する。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
8. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、分科会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（会議資料の公開）

9. 会議資料は公開とする。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための文化審議会著作権分科会の議事の公開に関する当面の措置について

(令和2年6月26日文化審議会著作権分科会決定)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための当面の措置として、本分科会（小委員会を含む。）の議事については、分科会長（小委員会の場合においては主査とする。）の判断により、会議の傍聴を認めることに代えて、事前に登録した者に対するインターネットを通じた生配信によって公開することができるものとする。

なお、これに伴い、会議資料（非公開とすべきものを除く。）については、会議の開始直前に文化庁ホームページに掲載することとする。

※令和5年6月30日の著作権分科会において、本決定を廃止することが了承された。